

昭和二十五年大蔵省令第五十四号

資産再評価の基準の特例に関する省令

資産再評価法第三十三条から第三十五条までの規定に基き、資産再評価の基準の特例に関する省令を次のように定める。

(取得の時期の不明な資産)

第一条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)以下「法」という。第三十三条に規定する取得の時期の不明な資産については、左の各号のいずれか一に掲げる時期をその取得の時期とみなすことができる。但し、当該資産について第三号の規定による取得の時期が第二号の規定による取得の時期の前である場合においては、第一号又は第二号に掲げる時期をその取得の時期とみなさなければならない。

当該資産について最も古い記録がある時期

左に掲げる年数を当該資産の取得の時期から基準日までの経過年数とみなした場合におけるその取得の時期

イ 固定資産の耐用年数等に関する省令(昭和二十六年大蔵省令第五十号)別表一又は

和二十六年大蔵省令第五十号)別表一又は

別表四に掲げる資産については、その基準日以

日以後の使用年数を見積り、その年数を

当該資産について同表に定められた耐

用年数を一・五倍した年数から控除した

年数

ロ 固定資産の耐用年数等に関する省令

和二十六年大蔵省令第五十号)別表一又は

別表四に掲げる資産については、その基準日以

日以後の使用年数を見積り、その年数を

当該資産について同表に定められた耐

用年数を一・五倍した年数から控除した

年数

ハ 当該資産を新たに取得した場合においてこ

れに近接する時期に取得したと認

められるものの取得の時期

口 当該資産を有する者又は当該資産がその

用に供されている事業と同一種類の事業を

営む他の者の有する当該資産と同一種類の

資産でその基準日における現況が当該資産

に類似するものの取得の時期

ハ 当該資産の構造又は型式によつて推定さ

れる取得の時期

二 当該資産に表示されているその製作の

時期

ホ 当該資産の属する工場又は事業場の建設

の時期

ヘ 当該資産がその用に供されている事業の

開始の時期

ト 当該資産の取得価額が明らかである場合

において、その取得価額によつて推定され

る取得の時期

(取得価額の不明な資産)

第二条 法第三十三条に規定する取得価額の不明な資産については、左の各号に掲げる金額のうち当該資産の取得価額に最も近いと認められる

金額をその取得価額とみなすことができる。但

し、前条第一号の規定により最も古い記録があ

る時期をその取得の時期とみなした資産につい

てその価額が当該記録に記載されている場合に

おいては、第一号に掲げる金額をその取得価額

とみなさなければならない。

一 当該資産について最も古い記録に記載され

た価額

二 当該資産を有する者又は当該資産がその用

に供されている事業と同一種類の事業を営む

他の者が当該資産の取得の時期と同一の時期

に取得した当該資産に類似する他の資産の取

得価額

三 当該資産の取得の時期における当該資産又

はこれに類似する他の資産の価格

四 当該資産を有する者又は当該資産がその用

に供されている事業と同一種類の事業を営む

他の者が当該資産の取得の時期の前又は後三

年以内に取得した当該資産に類似する他の資

産でその取得価額の明らかであるものの取得

価額に左の算式により計算した数を乗じて算

出した金額

五 当該資産の構造又は型式によつて推定され

る取得価額

六 当該資産の取得の時期から昭和二十七年十

二月三十一日までの償却額の累計額がその期

間における償却範囲額(法人税法(昭和二十

二年法律第二十八号)又は所得税法(昭和二

十二年法律第二十七号)の規定による所得の

計算上損金又は必要な経費に算入される当該

資産についての償却額の限度額をいう。以下

ハ 当該資産の構造又は型式によつて推定さ

れる取得の時期

ハ 当該資産を有する現況が当該資産

に類似するものの取得の時期

ハ 当該資産の構造又は型式によつて推定さ

れる取得の時期

ハ 当該資産を有する現況が当該資産

に類似するものの取得の時期

ハ 当該資産を有する現況が当該資産

に類似するものの取得の時期